官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則（最高裁一五）　一
○会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則（同一六）　六
〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府一〇一）　六
〔府令・省令〕
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業五）　一〇
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一四）　一二
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産八）　一三
〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五四）　一四
○内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一二〇）　一七
〔その他告示〕
○内閣府設置法、デジタル庁設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和七年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件（内閣官房・内閣府・デジタル庁・復興庁一）　一八
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三九四）　二七
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三九五）　二八
○令和七年総務省告示第二百二十七号の一部を訂正する件（同三九六）　三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
令和七年度公害防止管理者等国家試験合格者、企業年金基金変更、税理士登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇二
会社その他
会社決算公告　一〇七

最高裁規則

最高裁判所規則第十五号

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則を次のように定める。

令和七年十二月十五日

最高裁判所

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則

（共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則の一部改正）

第一条　共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則（令和四年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

共有、管理等に関する非訟事件に関する手続規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章・第二章　略］ 第三章　土地等の管理に関する非訟事件（第九条―第十六条） 第四章　区分所有建物の管理等に関する非訟事件 第一節　所在等不明区分所有者等の除外に関する非訟事件（第十七条―第十九条） 第二節　専有部分等の管理に関する非訟事件（第二十条―第二十六条） 附則	目次 ［第一章・第二章　同上］ 第三章　土地等の管理に関する非訟事件（第九条―第十六条）
（申立て等の方式） **第一条**　民法（明治二十九年法律第八十九号）第二編第三章第三節（同法第二百六十二条の規定を除く。）から第五節までの規定、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）の規定並びに建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三十八条の二第一項（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第一章第六節及び第七節の規定による非訟事件の手続に関する申立て、届	附則 （申立て等の方式） **第一条**　民法（明治二十九年法律第八十九号）第二編第三章第三節（同法第二百六十二条の規定を除く。）から第五節までの規定及び表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）の規定による非訟事件の手続に関する申立て、届出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。